

# 選挙に関する折込広告注意事項

(選挙関連の新聞折込広告は日本新聞協会の広告掲載基準に準拠しています)

- 公職選挙法では『政治活動』と『選挙運動』を区別しています。

## 選挙活動

個人や政党などの団体が自らの政治活動や政策などを知らせるために、ビラの配布や街頭演説などの広報活動を行うこと

## 選挙運動

公示日から投票日前日までに立候補者が当選する目的を持って選挙ビラの配布や選挙カーなどで広報活動を行うこと

立候補者が、選挙運動が出来るのは立候補の届け出のあった日から投票日の前日迄で、届出日の前日までに選挙運動を行うと事前運動とみなされ、公職選挙法違反となる場合があります

- 選挙ビラとして折込の出来るもの

## 小選挙区選挙

都道府県の選挙管理委員会の証紙があるもの

## 比例代表選挙

中央選挙管理会への届け出が必要、頒布責任者・印刷社の住所、氏名、政党名等、当該びらである旨を表示する記載のあるもの

- 違法な『事前運動』(公示前)となる恐れのあるものは、下記のようなものです。

- 自己の政策主張がなく、単に他を非難・攻撃・中傷・誹謗するもの  
(例：〇〇議員は、学歴を詐称している)
- 政党・労働組合・後援会等が立候補者の推薦決定を告知する広告  
(例：〇〇党予定候補者〇〇氏を推薦)
- 立候補の通知・挨拶の表現があるもの  
(立候補予定者の写真・名前・経歴等の記載、公約・候補者などの言葉があるもの)
- 選挙の自由・公正・公平を害する恐れのあるもの  
(例：利害誘導等の罰則に触れる様なもの)
- 特定選挙区の立候補予定者または特定政党の公認予定候補である事を明示、暗示するもの  
(例：〇〇党公認)
- 公職者または候補者が有料である年賀・寒中・見舞・慶弔・激励・感謝等の挨拶  
(答礼の為の自筆によるものを除く)
- 当選御礼・落選挨拶  
(選挙人に挨拶する目的をもって文書図面を頒布する)

※ビラの頒布を引き受けるかどうかは、販売所側の自由な判断によります。

しかし、引き受ける場合も断る場合も極力公平を期するように致します。

※ビラの取扱い上で万一ミスがあっても「新聞販売所が候補者の選挙運動を明らかに妨害する」といった故意によるもの以外は罰せられることはありません。